

6月定例会のあらまし

6月定例会は、3日に招集され、20日までの18日間の会期で開かれました。招集日には、条例改正2件、補正予算1件、工事請負契約1件の計4議案が提出され、最終日には、補正予算1件、人事案件1件、議員からの発議1件、意見書2件が追加提出されました。

いずれも原案のとおり可決・同意・採択しました。

一般質問は、会期16日目(6月18日)に8人が当面する村政の問題を質問しました。

6月定例会

一般会計(第1号)の主な内容

歳入

- ・ 物価高騰対応地方創生臨時交付金 …………… 3,088万9千円増額
- ・ 参議院議員選挙委託金 …………… 21万8千円増額
- ・ 財政調整基金繰入金 …………… 182万9千円減額

歳出

- ・ 参議院議員選挙管理事業 …………… 21万8千円増額
- ・ 定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業 …… 3,103万4千円増額

補正予算

一般会計(第2号)の内容

歳入

- ・ 繰越金 …………… 92万9千円増額

歳出

- ・ 総務管理事務事業 …………… 92万9千円増額

質疑

問 NHK放送受信料の未払い分を支払うということだが、未払いの理由と、何年遡って支払う計画なのか。

答 未払いの理由は、ナビが付いていない公用車をテレビ放送受信機能が備わったナビ付の公用車に変更したところ、見ていなくても放送受信料を支払わなければならないことへの認識不足によるもの。一番古い車両は、平成26年6月納車の公用車。

問 今後はどうするのか。
答 アンテナの受信機能を取る修繕を行い、来年度以降は支払う予定はない。

(全員賛成で可決)

(一般会計
第2号)

(一般会計
第1号)
(賛成多数で可決)

6月定例会 補正予算一覧

会計名	今回の補正額	補正後の額
一般会計(第1号)	2,927万8千円	63億2,627万8千円
一般会計(第2号)	92万9千円	63億2,720万7千円

工事請負契約

宅地造成工事
(週休2日)

工事場所

竹之郷地区

(新規住宅地(竹之郷地区))

契約の金額

1億4300万円

契約の相手方

海部建設株式会社

契約の方法

事後審査型条件付一般競争
入札

質疑

問 契約の方法「事後審査型
条件付一般競争入札」とは。

答 地方自治法に基づき、所
在する事業所や工事の実績
などの条件を付し、落札後
に候補者に対してのみ審査
を行う入札方法。

問 事後に行う審査は、何を
審査するのか。

答 事業実績や事業所の所在
地等を確認する。

条例等改正

問 この工事で、宅地造成に
関する工事は完了か。

答 今回の工事は本体工事。
他に、上下水道工事がある。
今回の工事が、金額的にも
日程的にも一番大きな割合
を占めている。

問 道路舗装工事の前に、上
水道工事を行うのが本来
ではないのか。

答 上下水道工事の後に、道
路の舗装工事を行う形で考
えている。

問 販売価格は、幾らを考え
ているのか。

答 これから検討する。いま
しばらくお待ちいただいた
い。

問 いましばらくとは、どの
ぐらいになるのか。地元と
の協議はどうなるのか。

答 可決されれば、その後、
契約の相手方と打合せを行
い、関係する地区の方への
説明会を行いたいと考えて
いる。

(全員賛成で可決)

行政手続における特定の
個人を識別するための番
号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用
及び特定個人情報提供
に関する条例の一部改正

住民基本台帳に記録され
ない者の情報の管理に関
する事務を、個人番号を利
用することができる事務の
対象とするなど、改正する
もの。

(全員賛成で可決)

飛鳥村国民健康保険税率
例の一部改正

国民健康保険税課税限度額
及び軽減判定基準額につ
いて、改正するもの。

質疑

問 保険税値上げの対象とな
る所得は幾らか。また、対
象者は何人か。

答 限度額65万円に達すると
見込まれる所得は、被保

険者数2人の世帯で14
23万円以上。試算した結
果、17世帯が該当すると見
込まれる。

問 低所得者層に対しては、
保険税は値下げされるとい
うことが。

答 保険税の値下げではなく、
軽減判定基準の計算式が変
わることにより、軽減を受
ける方の対象世帯の条件が
広がるということ。

問 低所得者層にとっては、
いい改正ということか。

答 有利な改正になる。

問 7年度は、税率改正はな
いということか。

答 税率改正はない。

問 現時点において、8年度
以降の保険税はどうなる見
込みか。

答 税率は2年置きに改正を
行っているので、8年度は
税率改正を行う予定。また、
8年度から、子ども・子育
て支援金の負担が発生する
ため、これを踏まえて検討
を考えている。

(全員賛成で可決)

飛鳥村議会傍聴規則の一
部改正

最近の社会情勢の変化に対
応するとともに、住民に関
れた議会の実現を図る観点か
ら、改正するもの。

(全員賛成で可決)



議場

第2回臨時会
5月8日

飛鳥村条例の一部改正

地方税法及び地方税法等の
一部を改正する法律の一部を
改正する法律等の施行に伴い、
改正するもの。

(全員賛成で可決)